

# 共同研究発表

## ～インターネットと選挙～

第21期インターン生

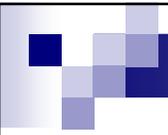
上月英興 清水俊策 堀越悠太

# 共同研究の動機

- 約8年前から地方選挙で電子投票の導入が開始され、前回の参院選前や先日の民主党代表選の際にもネットでの選挙運動が話題になるなど、選挙に関して新しい動きがここ数年見られるようになってきた。選挙権をつい最近得て前回の参院選で初めて投票所に行ったが、様々なものが電子化されて便利になっている中で、投票の利便性ももっと高められないか
- また、近年問題となっている若年層の投票率の低さを改善するためにも、インターネット投票は有効なのではないか

# 目次

1. 電子投票
2. インターネット選挙運動
3. インターネット投票



# 1. 電子投票

# 電子投票とは

- 投票用紙に候補者を書く自書式ではなく、投票所でコンピュータ画面上のタッチスクリーンで候補者(政党)名を投票し、集計する方法
- また、別に電子機器を利用して有権者本人と選挙人名簿との照合を行うことも含む
- 2002年6月の岡山県新見市長・市議選を皮切りに、今までに20回行われている  
(うち14回が新見市・宮城県白石市・青森県六戸市・三重県四日市市)

# 電子投票

## ■ メリット

- ・開票作業が早くなる
- ・開票作業に伴う人件費の削減
- ・無効票・疑問票がなくなる
- ・障害を持った方の代理投票が必要でなくなり、投票の秘密が守られる
- ・どの投票所からでも投票できるようになる

## ■ デメリット

- ・機器導入のコスト
- ・機器トラブルによるサーバーのダウン、データ消失への不安

# 実施例

～岐阜県可児市の2003年夏の市議会議員選挙～

- サーバー(富士通製)の断続的停止(最長75分間)  
投票所に長蛇の列ができ、投票を諦めて帰ってしまった有権者も
- 投票者数と開票時の得票数の不一致(6票分)が生じ、最高裁で選挙無効判決(2005年7月)
- 可児市は電子投票条例を停止
- 2ヵ月後、神奈川県海老名市でも同様の事故  
(NTT東日本製)

⇒全国的に電子投票を見送る機運(可児ショック)

可児市の選挙無効判決以降、新たに始めた自治体は京都市上京区のみ

# データ消失するのか？しないのか？

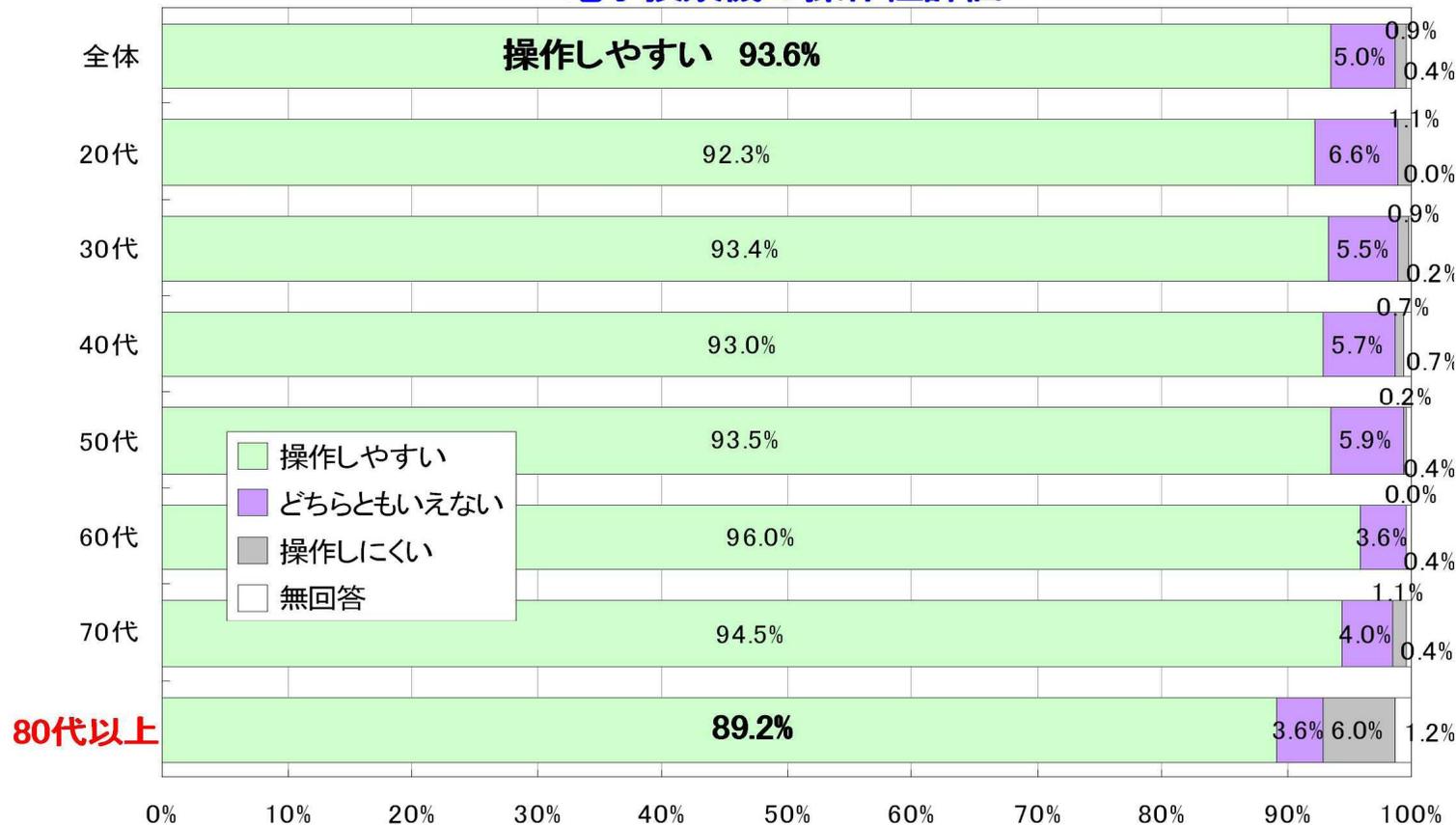
- バッテリーを搭載しているため、停電等が起きても投票を継続でき、データも消失しない
- 万が一データが消失する場合に備え、1投票ごとに記録紙が印刷されるようにする  
(1投票ごとに暗箱に記録紙を切り落とす為、投票の順序性がわからなくなり、投票の秘密は保たれる)

# 投票機の操作は難しいのか？

- 京都市長電子投票 上京区出口調査  
平成20年6月3日発表(京都市選管)

⇒ 高齢者でも操作しやすいとの意見が多い

電子投票機の操作性評価



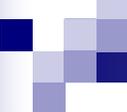
# どの投票所でも投票が可能に



- 現在の投票所入場券・選挙人名簿は、選挙管理委員会が住民基本台帳を利用して発行している
- 住基カードを投票所入場券代わりに利用し、個人認証機に全国の有権者データを、電子投票機に全国の各選挙区の候補者データを書き込んでおけば、全国どこの投票所からでも投票できるようになる
- 各投票所で手作業による本人確認が必要がなくなれば、投票所の数を増やすことも可能になる

# コストの問題

- 現状では、電子投票機は購入よりもレンタルが主流  
←やがて在宅インターネット投票になることも想定  
維持費がかかる
- 参入会社の少なさ ←総務省検査認証制(2007年)  
3社のみ入札参加資格(EVS、ES&S、東芝)  
EVS(電子投票普及協業組合)・・・14回入札  
ES&S(米国企業)・・・入札参入のみ  
富士通・NTT東日本・東芝は供給撤退  
(参入会社が少ないと、導入の際、議員等との癒着も生じやすい)
- 現在、国政選挙で電子投票を行うことが認められておらず、コストの割に使用頻度が少ないため、導入が進んでいない



# 2. インターネット 選挙運動

# インターネット選挙運動とは

- インターネット上での様々な情報発信・交流を通じて、自分への支持拡大を図ること
- WEBサイトの更新
- メールマガジン
- 動画サイトを利用した近況報告
- ツイッターによるつぶやき 
- 選挙運動ではないが、ネットでの政治献金もある  
(楽天 Love Japan)

# インターネット選挙運動



## ■ メリット

- ・選挙費用の節約
- ・政治家の情報を最も知りたい選挙期間中に、簡単に知れる

## ■ デメリット

- ・誹謗中傷に使われる
- ・なりすまし行為
- ・非ネット利用者への配慮(情報格差)

# ネット選挙運動禁止は妥当か？

- なりすまし、誹謗中傷が存在しうる中で、政治家は普段からホームページの更新などを行っている
- 選挙期間中だけネット利用を禁止する意味はない

例) 選挙期間中でも政治家のホームページは閲覧可能なので、選挙期間開始の前日にホームページ上にマニフェストを盛り込んでおけばよい

# 総務省の解釈は妥当か？

- インターネットを使った選挙運動は公職選挙法の文書図画配布の制限によって禁止されているが、金銭的に優位にたつものが選挙で優位に立つのを防ぐのが目的のこの項目でネットを規制するのは無理がある
- WEBページを作るためのスタッフや、ネットにアップするための映像を撮影するスタッフを雇える、資金力のある候補者ほど有利になる可能性はある

⇒有権者の利便性と多様な政治への参加手段の確保のために、ネット選挙運動の導入は役立つ

# 政治参加手段の多様化

ネット選挙運動  
導入前

ネット選挙運動  
導入後

インターネットで  
政治情報を得る層

テレビ・新聞等  
で政治情報を得る層

テレビ・新聞等  
で政治情報を得る層

⇒政治家の情報を得ることができる層が拡大

# 3. インターネット 投票



# インターネット投票とは

- インターネットを利用して、自宅など自分の好きなところで投票をできるようにすること。
- 個人認証(本人確認)をできるシステムがあることが大前提。  
⇒一人一票の原則

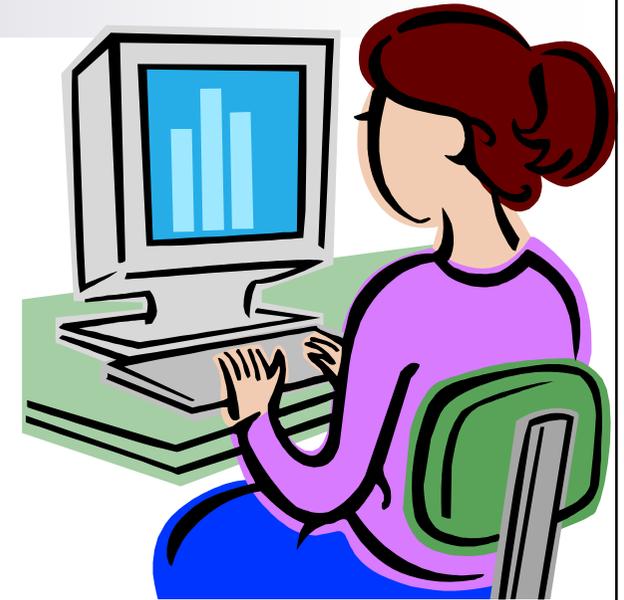
# インターネット投票

## ■ メリット

- ・投票所に行かなくても投票できるようになる
- ・投票日当日の予定が拘束されなくなる
- ・若年層の投票率があがる
- ・ほか、電子投票と同様のメリット

## ■ デメリット

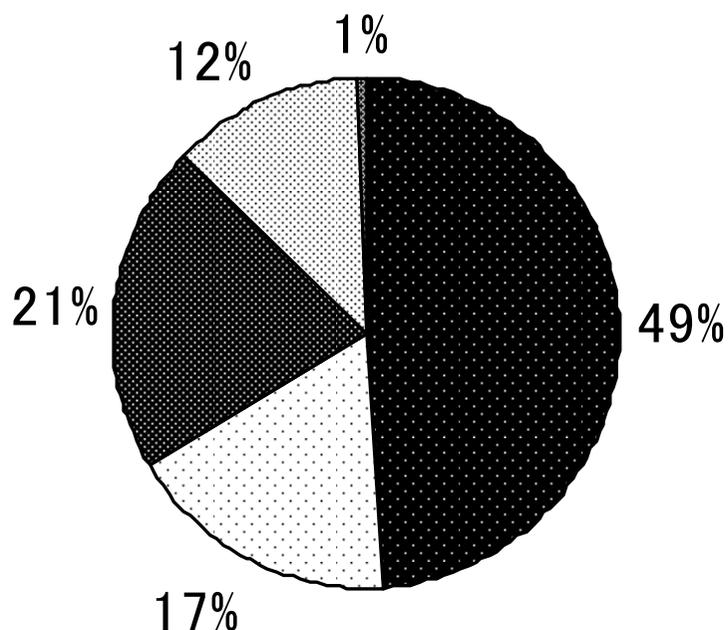
- ・なりすまし投票
- ・個人の投票先が特定される(投票の秘密が守られない)恐れ
- ・ネットワークトラブル等
- ・あまりに簡単に投票できるため、よく考えずに安易に投票する人が出てくる
- ・自由意志(脅迫なし)で投票しているか確認しづらい



# インターネット投票への賛否とその理由

賛成60% (174人中100人)

賛成→なぜですか？

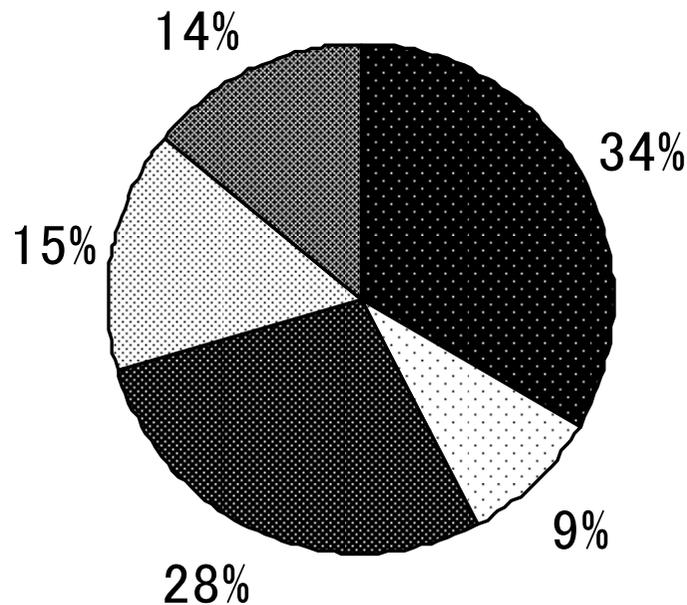


- 投票所に行かなくても投票できる
- 短い時間で投票できる
- 集計が早くなりすぐ結果が分かる
- 選挙にかかる費用が安くなる
- その他

# インターネット投票への賛否とその理由

## 反対34% (174人中56人)

反対→なぜですか？



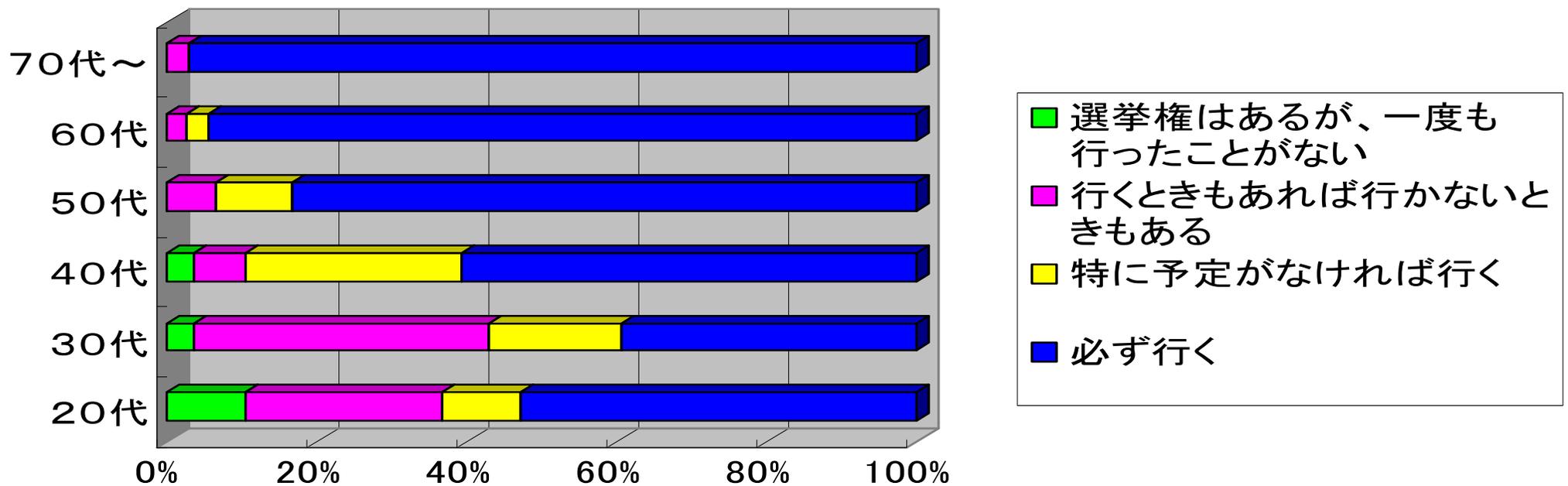
- 1人で何票も投票したり、他人になりすまして投票するものが出てくる
- 投票結果が改ざんされ得る
- あまりに簡単に投票できるため、よく考えずに安易に投票する人が出てくる
- ネットワークのトラブルなどで自分の投票が確実に受理されない可能性
- その他

# 年齢層別投票意識の現状

年齢が下がるにつれて投票意識が下がることが分かる

→ネット投票の導入は若年層の投票率を上げるのではないか

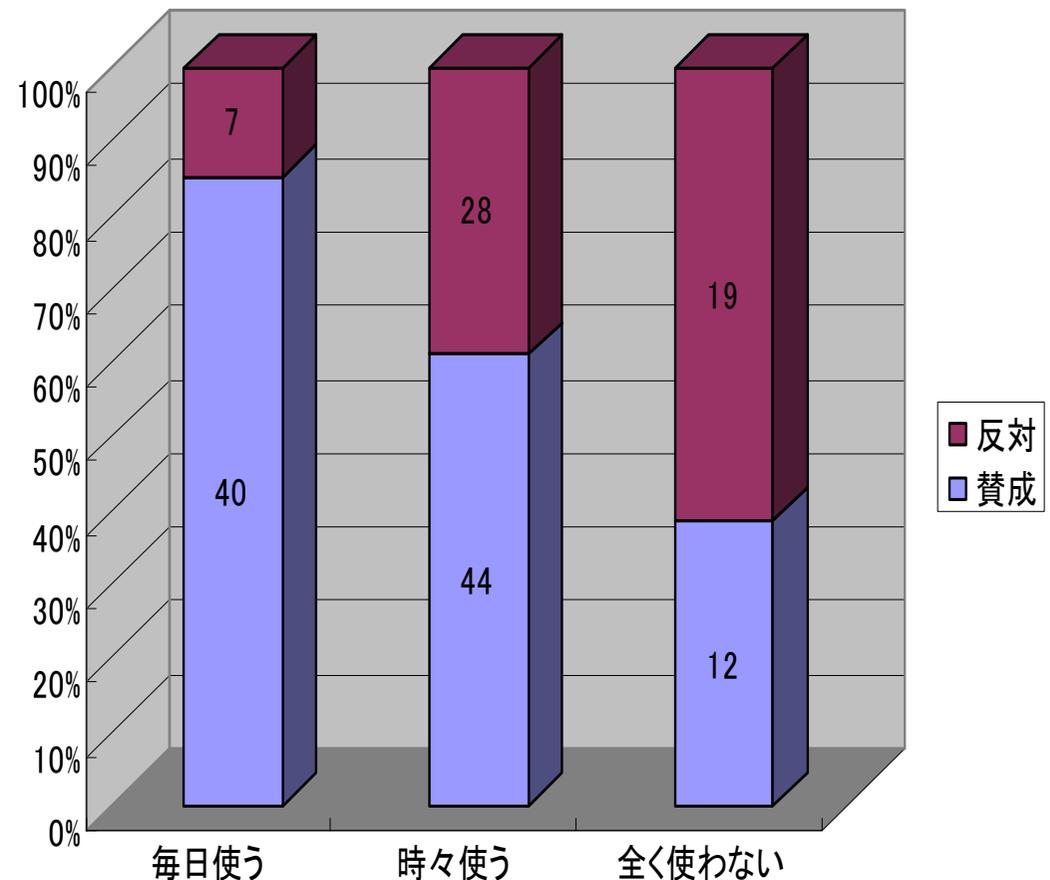
年齢層別投票意識(アンケートより)



# 投票率は向上するか？

- アンケートでも賛成理由の49%が”投票所に行かなくても投票できる”であることから、投票所に行く手間がなくなれば、投票率が上がる可能性は高い
  - 非ネット利用者の反対割合は高い
- ⇒投票所投票と並立して使用すれば、投票率が下がることはない

ネット使用頻度とネット投票の賛否の相関(アンケートより)



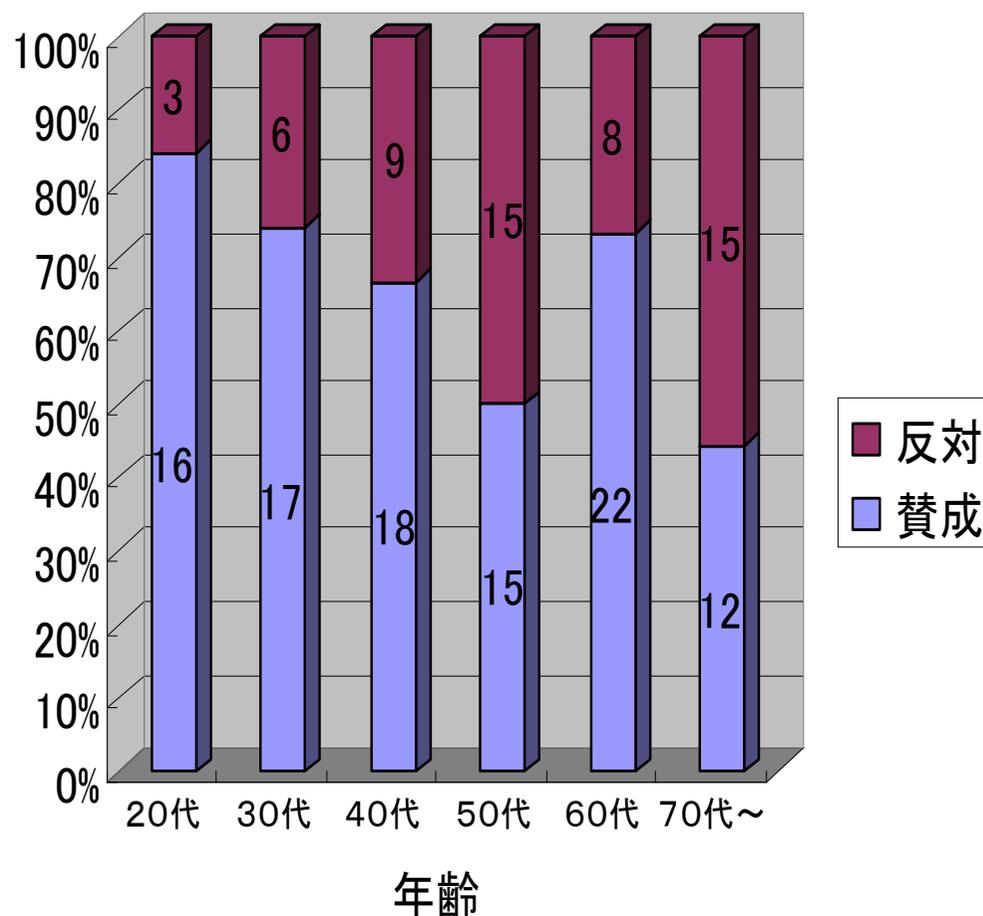
# 必要性と賛否のギャップ

- インターネット投票は若年層に賛成が多く、高齢層に反対が多い傾向がある

しかし

- インターネット投票は投票所まで行かずに投票できるため、メリットは高齢層も高いのではないか

年齢層別ネット投票賛否割合(アンケートより)





# 投票の秘密との兼ね合い

- 投票所入場券と選挙人名簿との照合と同じことが、ネット上で行われる  
⇒ “誰が” “誰に” 投票したかが履歴をたどることで分かってしまう可能性
- 本人確認を厳密にすればするほど、投票の秘密が守られなくなる可能性がある

# なりすまし投票

- 在宅での投票では、本人以外の人物が本人の代わりに投票したとしても、確認するのが難しい
- アンケートでも反対の最大理由(34%)  
⇒ 公の投票所以外で投票するには、ICチップを組み込んだ国民IDカードの導入や、指紋・網膜認証など厳密な個人認証が必要

# そもそも今の制度でも、別人が本人になりすますことはあるのでは？

- 現在の立会人制度は、投票者と立会人が顔見知りであることを前提としている
- 今は隣に住んでいる人の顔も分からないような時代  
⇒立会人が投票者を見ても誰だか分からない
- ただ、立会人を複数人立てることで、同一人物が複数回投票することに気づける(岩槻区選管の話)  
⇒今の制度でも、完全になりすましを防げるわけではない

# 脅迫による投票対策



- エストニア地方議会選挙(2005)、国政選挙(2007)
- 自宅でパソコンの画面の前で脅されて投票を強制される可能性は排除しきれない
- このリスクを回避する為、期間中なら何度でも再投票できるようにし、最後の投票のみ有効とする。さらに、投票所での投票が最優先されるため、投票所で投票するとネットからの投票データは無効となる

# よく考えずに安易に投票する人が増えるのでは？

- わざわざ投票所まで足を運び、秘密投票ながらも立会人等に監視されつつ行う投票という、どこか神聖な行為が、一時的な気分や好き嫌いの感情だけで行なわれるようになる可能性は考えられる

⇒ ネット投票の最も克服しづらい課題

# 結論

- 電子投票はメリットが大きく進めるべき  
しかし、費用の問題から各自治体で進展するとは考えづらい
- ネット選挙運動は解禁すべき  
情報を得るツールが増えるのは歓迎すべき
- ネット投票はセキュリティー面での課題が克服されれば  
導入すべき  
非ネット利用者への配慮から投票所での投票との併用は  
不可避
- 投票する有権者の利便性を高めるのはもちろん、新たな  
投票方法の導入で選挙そのものへの関心を高めることにも  
意義がある

# 感想

- ネット投票は、メリットが大きく導入すべきだと思い研究を進めてきたが、「民主主義の根幹」である選挙の信頼性を確保するためには、克服すべきハードルは高いと感じた。
- 若年層の投票率が低いのは、そもそもの政治への関心の低さが最も大きな原因であり、投票方法の改善以上に、国民の政治への関心・意識を高める努力をするべきであると思った。